

## 規制シート(様式)

090201300700002

平成31年3月18日

規制の名称	食品表示法	所管府省	消費者庁
根拠法令等	食品表示法(平成25年法律第70号) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	消費者庁食品表示企画課長 赤崎暢彦
規制目的	食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務内閣総理大臣は、食品の表示に関する基準(以下「基準」という。)を定めなければならないこととされ、具体的には、食品の区分ごとに名称や保存方法、原材料、栄養成分等のうち必要と認められる表示事項及び遵守事項を義務付けるための枠組みを定めている。また、これとともに、その策定に関し必要な手続(関係行政機関の長との事前協議、関係行政機関の長による基準の策定の要請、消費者委員会の意見聴取等)を定められている。</p> <p>基準違反に対する是正措置内閣総理大臣等は、基準に従わない者に対しこれを是正する旨の指示をし、指示に従わない者に対し必要な措置をとるべきことを命じることができることとする。また、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある基準違反については、回収等を命じることができることとされている。</p> <p>立入検査等の調査権限の整備内閣総理大臣等は、事業者に対し報告徴収、物件提出の求め、立入検査、質問及び収去を行うことができることとする。</p>	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	・食品表示法の一部を改正する法律(平成30年法律第97号)による改正(未施行) アレルギー等の食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品については、食品関連事業者等による自主回収情報を一元的に行政機関が集約し、速やかに消費者に対し公表する仕組みを構築することとした。	関連する 政策評価結果	平成31年3月に包括的かつ一元的な食品表示制度の創設について政策評価(事後評価)を実施
規制を維持、改革 又は新設する理由	食品表示法の創設により、消費者及び事業者双方に適った表示制度が構築され、消費者が日々の栄養・食生活の管理に活用し得る環境の促進並びに、是正措置の整備による、適正な表示制度の運用及び消費者の保護の充実が図られている。また、制度の適正な運用及び違反した業者に対する表示是正のためのより適切な管理が行われている。 食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資してきたものであることから、当該規制は必要である。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	食品表示法(平成25年法律第70号)附則第19条		
次の見直し時期	平成35年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

090201300700002

090201300700002

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>食品表示基準について(消費者庁次長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>食品表示法第4条第1項 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14の2号 食品表示基準</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>本通知は、食品表示基準に関する解釈を示したものであるため。</p>